

令和8・9年度学校給食用パン加工及び炊飯委託工場指定方針

令和7年5月1日

公益財団法人静岡県学校給食会

1. 指定申請のできる工場

- (1) 本年度、学校給食用パン加工及び炊飯委託工場として指定されている工場で、引続き指定を希望する工場。（以下、「指定更新希望工場」という。）
- (2) 新たに指定を希望する工場で、別添「学校給食用小麦粉製品加工および炊飯委託工場指定要領」に適合し、静岡県学校給食会（以下、「給食会」という。）が必要と認める工場。（以下、「新規指定希望工場」という。）

2. 指定申請書の提出

指定更新希望工場及び新規指定希望工場は、「委託工場指定申請書」に次の必要書類を添付して令和7年6月30日(月)までに給食会へ提出する。

- ①工場平面図…施設の間取り、機械・器具の配置が明示されているもの
- ②納税証明書または完納証明書…代表者個人の令和6年度市町県民税の納税証明の書類
- ③食品衛生監視票…令和6年7月以降のもの（コピー可）

なお、指定更新希望工場が静岡県学校給食パン米飯協同組合（以下「組合」という。）に所属する場合は、組合を通じて給食会へ提出する。

3. 工場の選定

- (1) 工場の選定は、「学校給食用小麦粉製品加工および炊飯委託工場指定要領」の規定に基づいて行う。
- (2) 工場実地調査は、令和7年10月から実施する。
- (3) 委託工場選定委員会は、令和7年12月16日に実施する。

4. 学校割当

委託工場として指定する工場への学校割当は、次の各事項を考慮して行う。

- (1) 工場の製造規模
- (2) 輸送距離の平均化
- (3) 市町教育委員会及び工場所属団体の意見
- (4) 学校給食に対する実績

5. 委託工場及び学校割当決定の時期

令和8年2月に行う理事会で決定する。